

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十一号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の本庁の農林水産商工本部の項中

雇用対策総括監

二種

を

雇用対策総括監  
国際戦略推進監

二種  
三種

に改め、同表の

知事の本庁の経営支援本部の項中

人材育成総括監  
国際戦略推進監

二種  
三種

を

人材育成総括監

二種

に改め、同表の

知事の本庁の出納局の項中

会計管理者

二種

を

会計管理者

一種

に改め、同表の

知事の現地機関の健康福祉本部の項中、「佐賀中部、鳥栖及び杵藤保健福祉事務所を除く。」「に、「佐賀中部、鳥栖及び杵藤保健福祉事務所を除く。」「を、「伊万里保健福祉事務所を除く。」「に、「伊万里保健福祉事務所に限る。」「に、

衛生薬業センター副所長

四種

希望の家所長

二種

を

希望の家副所長

四種

衛生薬業センター副所長

四種

に、

虹の松原学園長

三種

みどり園長

三種

を

虹の松原学園長

三種

に改め、同表の

知事の現地機関の県土づくり本部の項中

農林事務所副所長	四種	を
筑後川開発室長	四種	
農林事務所副所長	四種	に改め、同表の
農林事務所副所長	四種	

知事の現地機関の経営支援本部の項中「(佐賀県税事務所に限る。)」を「(武雄県税事務所を除く。)」に、「(佐賀県税事務所を除く。)」を「(武雄県税事務所に限る。)」に改め、同表の監査委員の項中「二種」を「一種」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。